

第28回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月28日（月）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程	日程第1	農業委員会業務報告について
	日程第2 議案第49号	尾田地区農用地等集団化（交換分合）事業計画の取り下げについて
	日程第3 議案第50号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
	日程第4 議案第51号	現況証明願いについて
	日程第5 議案第52号	農地法第3条第1の規定による許可について
	日程第6 議案第53号	農地法第4条の規定による許可について
	日程第7 議案第54号	農地法第5条の規定による許可について
	日程第8 議案第55号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による 買い入れ協議の要請について
	日程第9 議案第56号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後 2時45分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第28回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、8番・宮本明夫委員、9番・吉田義明委員を指名いたします。</p> <p>日程第一、農業委員会、業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p>(議案に基づき業務報告)</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第49号、尾田地区農用地等集団化(交換分合)事業計画の取り下げについての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第49号、尾田地区農用地等集団化事業計画の取り下げについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます、尾田地区農用地等集団化事業計画の取り下げについて、6月28日第24回総会でお認め頂きました、土地改良法第97条第2項の規定に基づく交換分合計画について、お認め頂きましたが、交換分合事業をこのまま、進められなくなりましたので、事業計画の取り下げを申し出るものです。</p> <p>ご審議賜りたくご提案申し上げますので宜しくお願い致します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>第24回総会においてご審議いただいた「尾田地区農用地等集団化事業計画」ですが、今回、尾田地区の法人、個人合わせて24件につきまして、諸事情、諸手続きから不調に終わりましたので、本事業を取り下げたいと思</p>

議長	<p>っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第49号、尾田地区農用地等集団化事業計画の取り下げについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(ご異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は3件でございます。</p> <p>申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、2番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であります</p>

ので、知事の許可を必要としない合意解約であるため、1番、2番につきましては成立しているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第50号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(ご異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。次に、番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。

(議案に基づき番号3番を説明)

次のページをご覧ください。

申請番号1番から3番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約でありますので、知事の許可を必要としない合意解約であるため、1番から3番につきましては成立しているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第50号、番号3番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

梅津主幹

議長

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第51号、現況証明願いについての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第51号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。</p> <p>申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係 事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番について、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第三班・班長 金丸栄省委員から報告願います。</p>
金丸委員	<p>申請地は、農地として活用するのが難しい状況であるため、登記簿地目を畑以外とすることは止むを得ないと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p>

これより議案第51号、番号1番の現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は1件でございます。

内容は、借主の希望による地上権設定が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長代理

鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番を説明)

次のページをご覧ください。農地法第3条調査書であります。

本案件につきまして、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長代理

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第3班・班長、金丸栄省委員から報告願います。

金丸委員	<p>家畜飲用水確保のため、給水施設整備による地上権を設定する案件です。本工事は、井戸を掘削、ポンプ、給水管、貯水槽を整備するものです。</p> <p>本申請にあたって、給水管の延長1,038m、面積62㎡における地上権を設定するものであり、給水管設置後には、埋戻しのうえ整地されるので、農作業の効率化には支障が生じないものと判断されます。</p> <p>なお、許可の基本要件については、すべて満たされているものと考えられます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長代理	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第53号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第53号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は2件でございます。</p> <p>内容は、農業用施設の建設工事に係る一時転用が1件、農業用施設の農地転用が1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>

議長代理

それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番及び2番を説明)

なお、次のページ以降、以降に、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。

本申請番号1番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

また、本申請番号2番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件となります。

本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりに転用されたかを確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長代理

次に、番号1番から2番について調査班より調査報告を求めます。

第3班・班長、金丸栄省委員から報告願います。

金丸委員

(番号1番及び2番)

家畜飲用水の確保のため、給水管を埋設する目的として、一時転用するものです。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長代理

以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第53号、農地法第4条の規定による許可について、番号1番の案件について、許可する事、番号2番の案件については、北海道農業

会議に意見照会し、回答を受けたのち農業委員会会長の専決処分するため、許可相当とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第54号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第54号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は2件でございます。

内容は、農業用施設の建設工事に係る一時転用が1件、農業用施設の農地転用が1件、でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長代理

それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番及び2番を説明)

なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。

本申請番号1番、2番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。

以上で、説明を終わります。

議長代理

次に、番号1番から2番について調査班より調査報告を求めます。

第3班・班長、金丸栄省委員から報告願います。

金丸委員	<p>家畜飲用水の確保のため、給水管を埋設する目的として、一時転用するものです。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長代理	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第54号、農地法第5条の規定による許可について、番号1番と2番の案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第8、議案第55号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第55号、農業経営基盤強化促進法第16条規定による買入協議の要請について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます買入協議の要請は3件でございます。その要請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますのでご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>番号1番から3番につきましては、農地保有合理化事業により農地を売買する案件になります。</p> <p>農用地利用調整会議の結果、買受希望者の資金等の都合により、すぐに</p>

所有権を移転することが困難であり、5年間一時貸付をした後に農業経営を安定させてから買受をしたいとのことから調整が整わず、優良農地確保の観点から、北海道農業公社による当該農地の買入れが特に必要であると認められるため、町長に対して北海道農業公社が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請するものであります。

(議案に基づき番号1番及び3番を説明)

1番から3番までの農地利用調整会議は、10月21日に実施、特別班7名により実施しております。

なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第55号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についてご異議なしと認め、大樹町長に対し、農用地買入れ協議の要請をする事に決定致します。

日程第9、議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は7件でございます。

内容は、所有権移転が6件、新規の賃貸借が1件、でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

議長

それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番及び2番を説明)

次のページ以降をご覧ください。

申請番号1、2番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しておりますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番から2番の内容についてあっせん班よりあっせん報告を求めます。

特別班・班長 金丸栄省委員より報告を求めます。

金丸委員

この度、尾田地区交換分合事業が取下げとなったことから、あらためて、尾田地区に売買の公募をおこないました。

1番につきましては、

買受者は、(氏名)であっせん会議において決定しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価としました。(氏名)の畑は、総額(金額)円であっせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を得ました。

2番につきましては、

買受者は、(氏名)であっせん会議において決定しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価としました。(氏名)の畑は、総額(金額)円であっせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第56号、番号1番から2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決い

梅津主幹	<p>たします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。それでは、番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>(議案に基づき番号3番を説明)</p> <p>次のページ以降をご覧ください。</p> <p>申請番号3番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しておりますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号3番の内容について調査班より調査報告を求めます 特別班・班長代理 穀内和夫委員より報告を求めます。</p>
穀内委員	<p>この度、尾田地区交換分合事業が取下げとなったことから、あらためて、尾田地区に売買の公募をおこないました。</p> <p>3番につきましては、買受者は、(氏名)であっせん会議において決定しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価としました。(氏名)の畑は、総額(金額)円であっせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を得ました。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第56号、番号3番について、農業経営基盤強化促進法第18</p>

条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。
。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。
それでは、番号4番から6番の内容について、事務局より説明を求めま
す。

梅津主幹

(議案に基づき番号4番及び6番を説明)

議長

内容の説明が終わりました。

次に番号4番から6番の内容についてあっせん班よりあっせん報告を求
めます。

特別班・班長 金丸栄省委員より報告を求めます。

金丸委員

この度、尾田地区交換分合事業が取下げとなったことから、あらためて、
尾田地区に売買の公募をおこないました。

4番につきましては、買受者は、**(氏名)**であっせん会議において決定
しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価としま
した。**(氏名)**の畑は、総額**(金額)**円であっせん価格を決定のうえ、両
者に内容を提示し了承を得ました。

5番につきましては、買受者は、**(氏名)**であっせん会議において決定
しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価としま
した。**(氏名)**の畑は、総額**(金額)**円であっせん価格を決定のうえ、両
者に内容を提示し了承を得ました。

6番につきましては、

買受者は、**(氏名)**であっせん会議において決定しました。価格につい
ては、尾田地区交換分合事業で決定した単価としました。**(氏名)**の畑は、
総額**(金額)**円であっせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を
得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませ
んか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第56号、番号4番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

それでは、番号7番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号7番を説明)

議長

内容の説明が終わりました。次に、番号7番の内容について、あっせん班よりあっせん報告を求めます。

特別班・班長 金丸栄省委員より報告を求めます。

金丸委員

この案件は新規の案件であります。

先ほど1番で報告しましたが、今回、新たに**(氏名)**が所有したものです。

(氏名)は、**(法人名)**の法人構成員であるため、そのまま**(氏名)**が畑を持ち続けることはできないとされております。

そのため、今回、同日付けで**(法人名)**に貸付けることとしています。

賃料については、周辺農地の価格を参考に10a当り**(金額)**円とし、了承しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

<p>水津局長</p> <p>議長</p>	<p>これより議案第56号、番号7番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、11月26日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第28回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
-----------------------	---